

第 48 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和3(2021)年3月5日(金) 16:00~

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

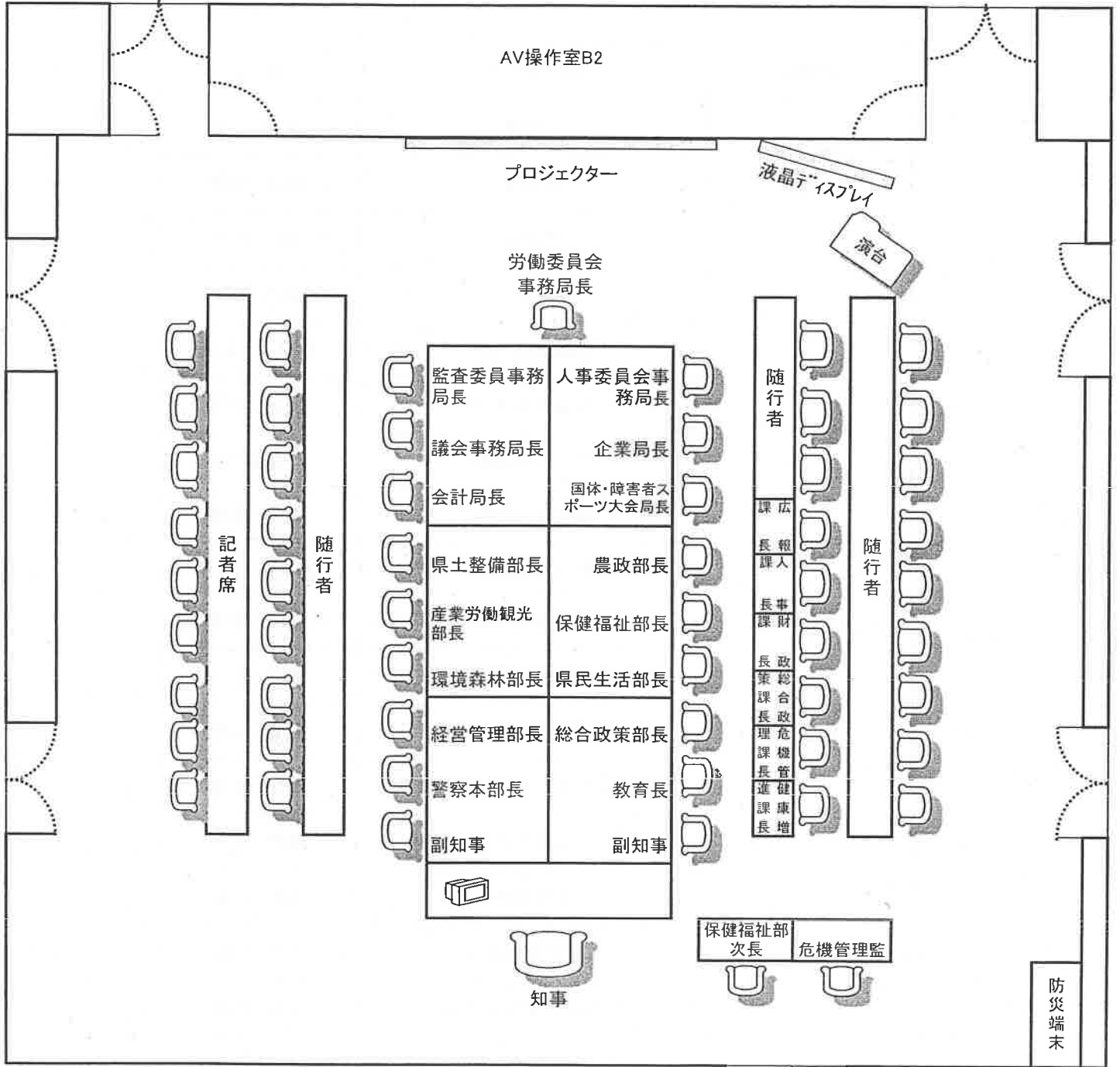
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

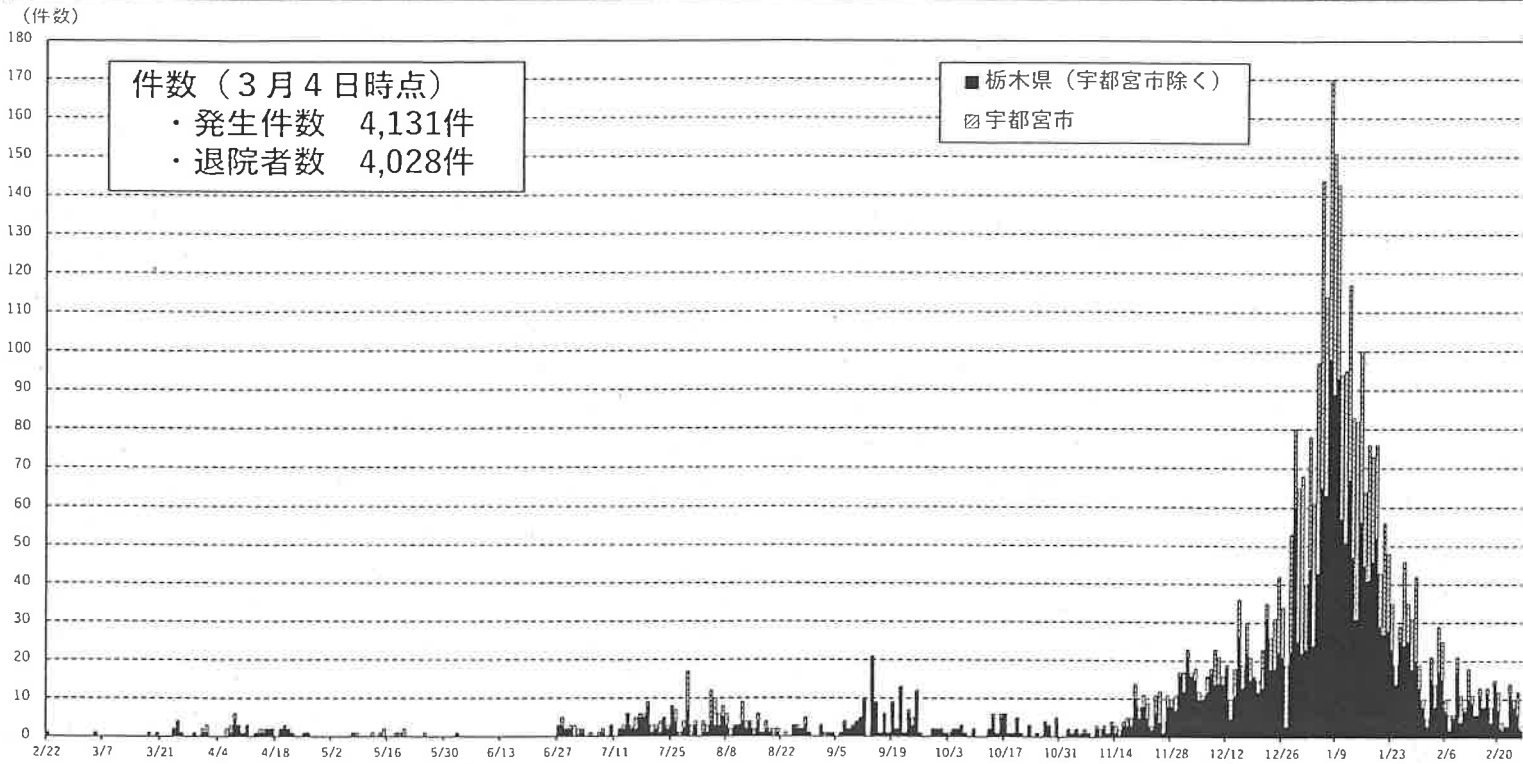
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	

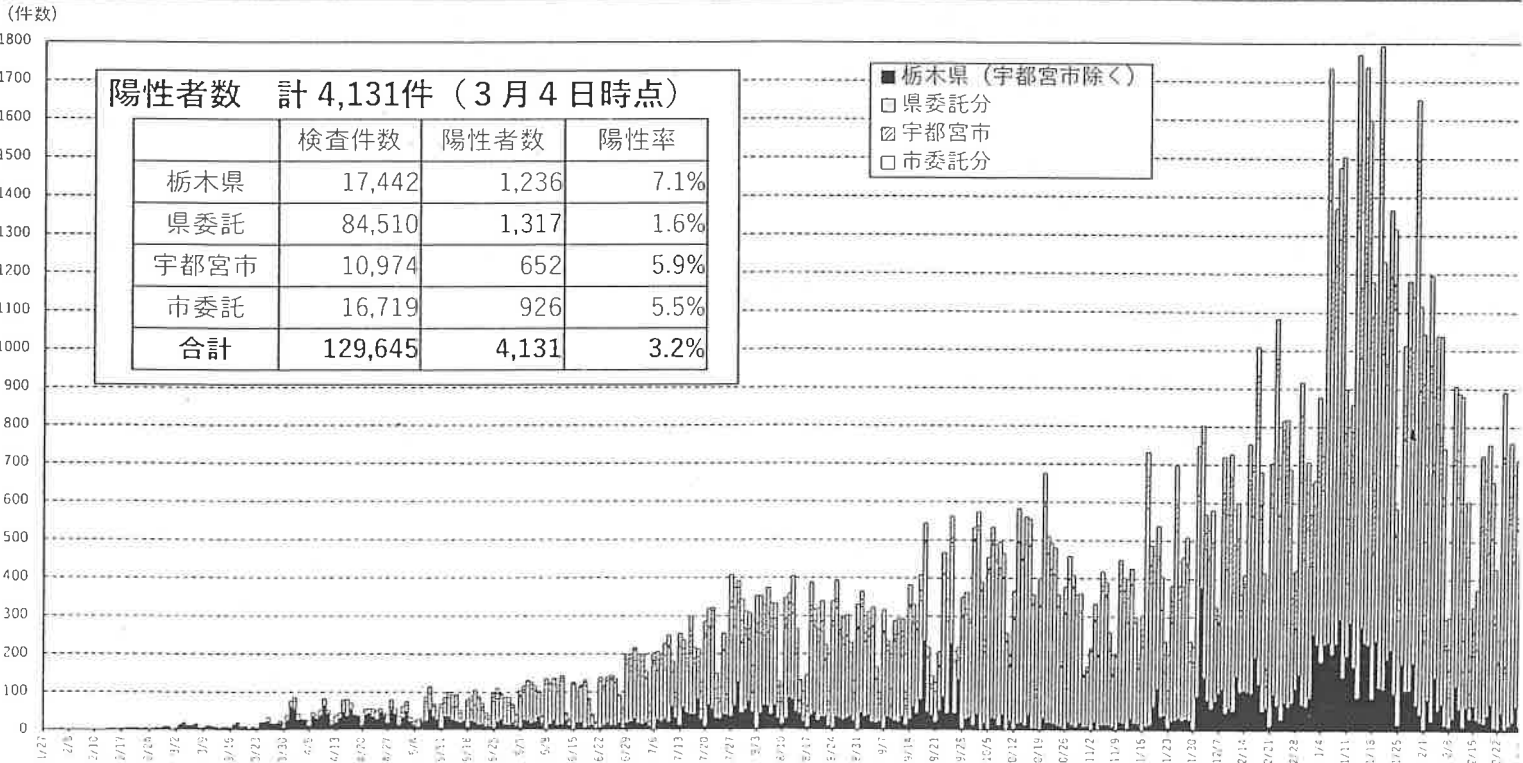
本部会議座席表(危機管理センター本部室)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況



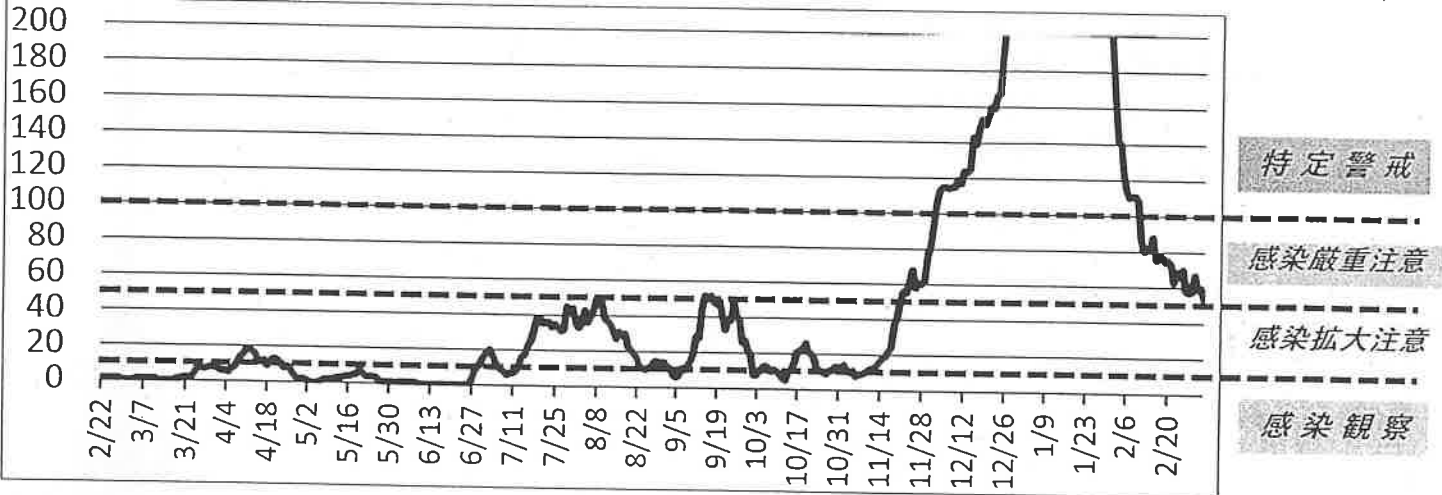
栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数



感 染 状 況

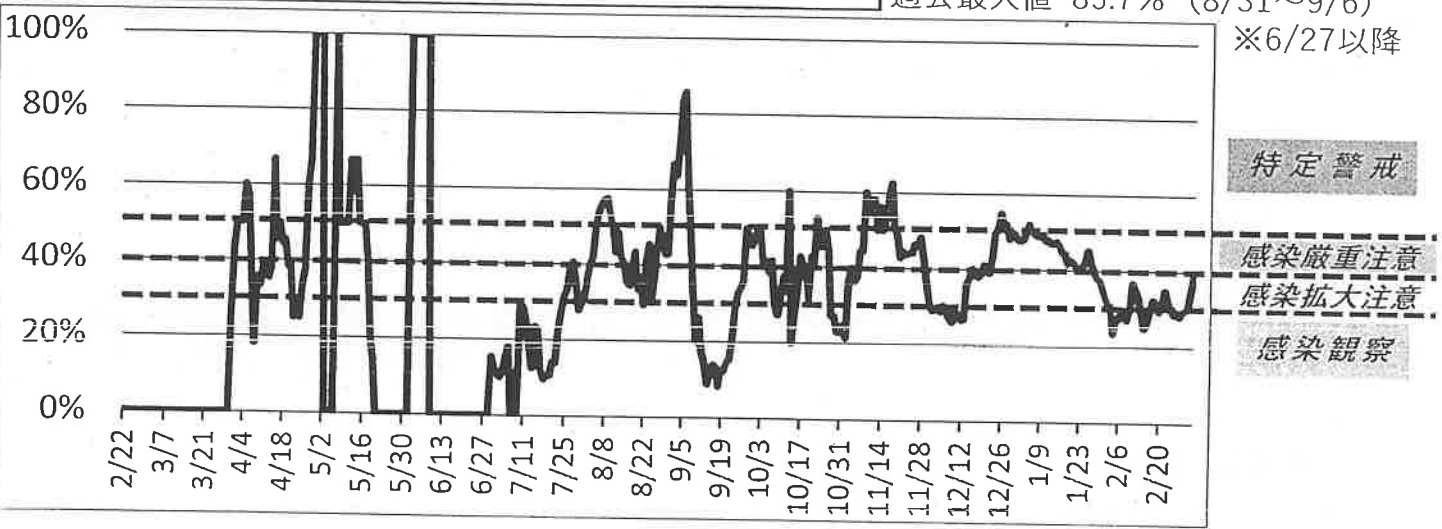
新規感染者数 (直近 1 週間)

現在値 54人(2/26~3/4)
過去最大値 913人(1/4~1/10)



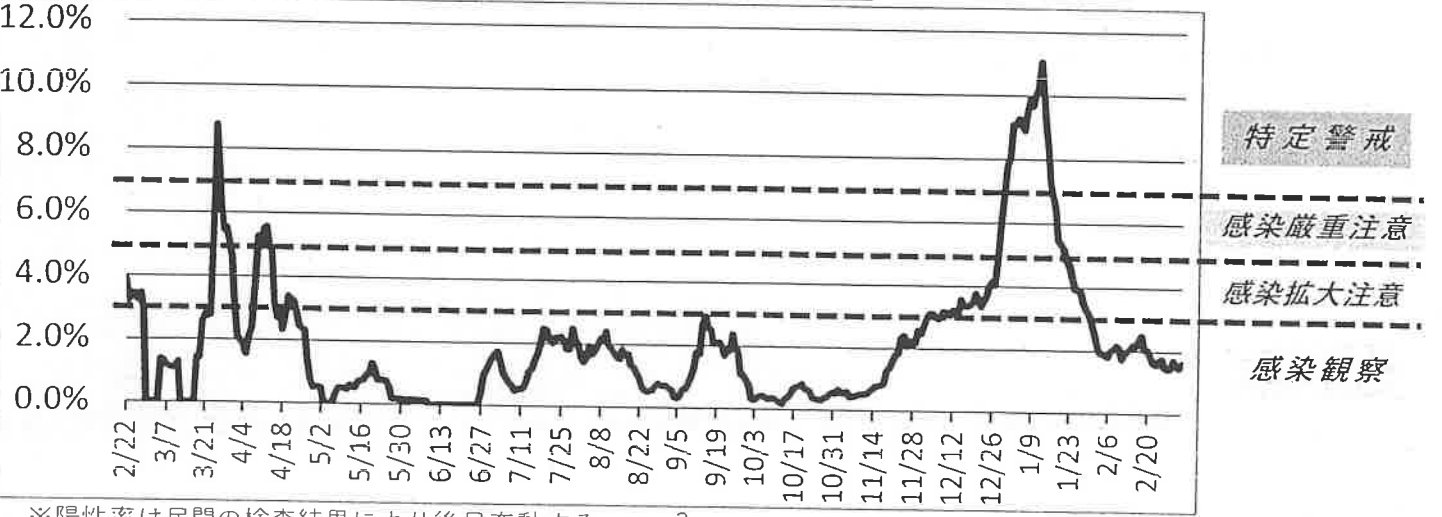
感染経路不明割合 (直近 1 週間)

現在値 38.9% (2/26~3/4)
過去最大値 85.7% (8/31~9/6)



検査陽性率 (直近 1 週間)

現在値 1.6% (2/26~3/4)
過去最大値 11.0% (1/6~1/12)

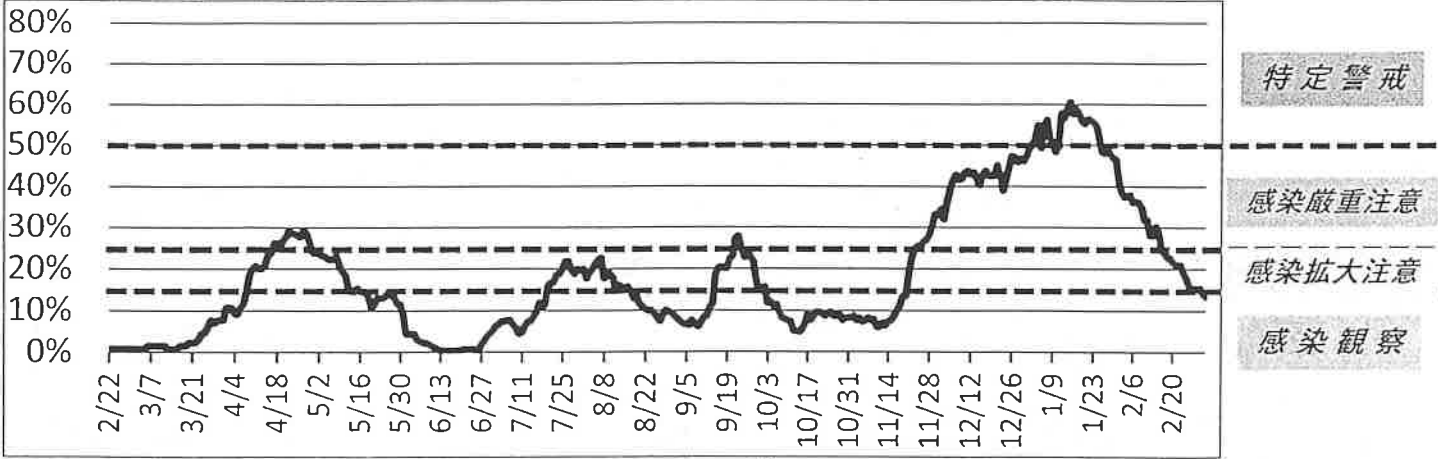


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。 2

医療提供体制

病床の稼働率

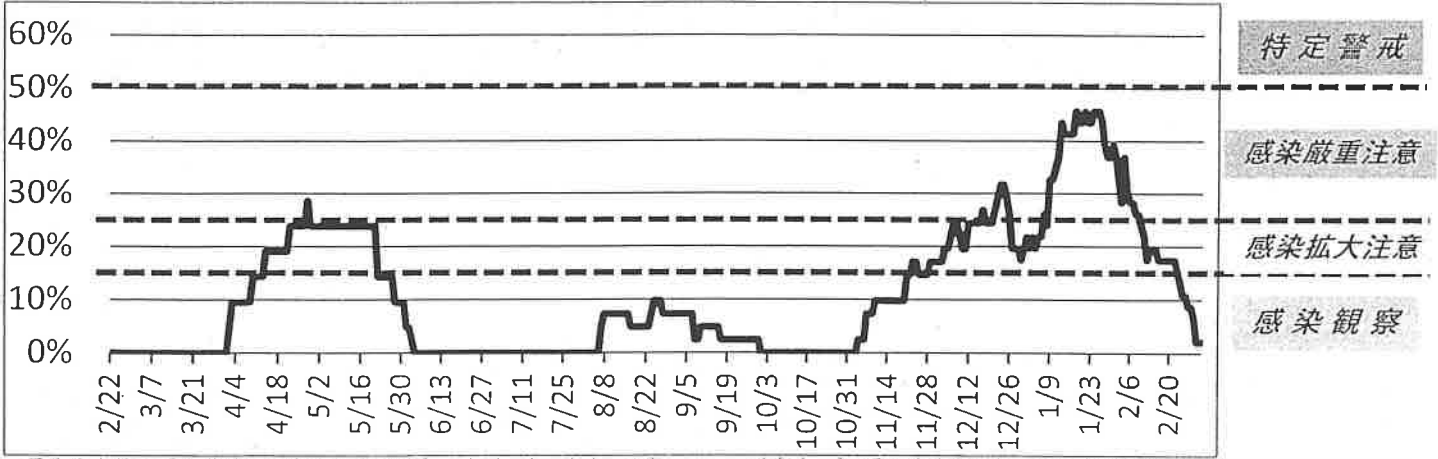
現在値(51床) 13.5% (3/4)
過去最大値 60.5% (1/15)



※受入病床数：130床(～5/31)、271床(6/1～)、311床(8/8～)、313床(9/16～)、317床(12/26～)、333床(1/8～)、337床(1/14～)、377床(2/1～)
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

重症病床の稼働率

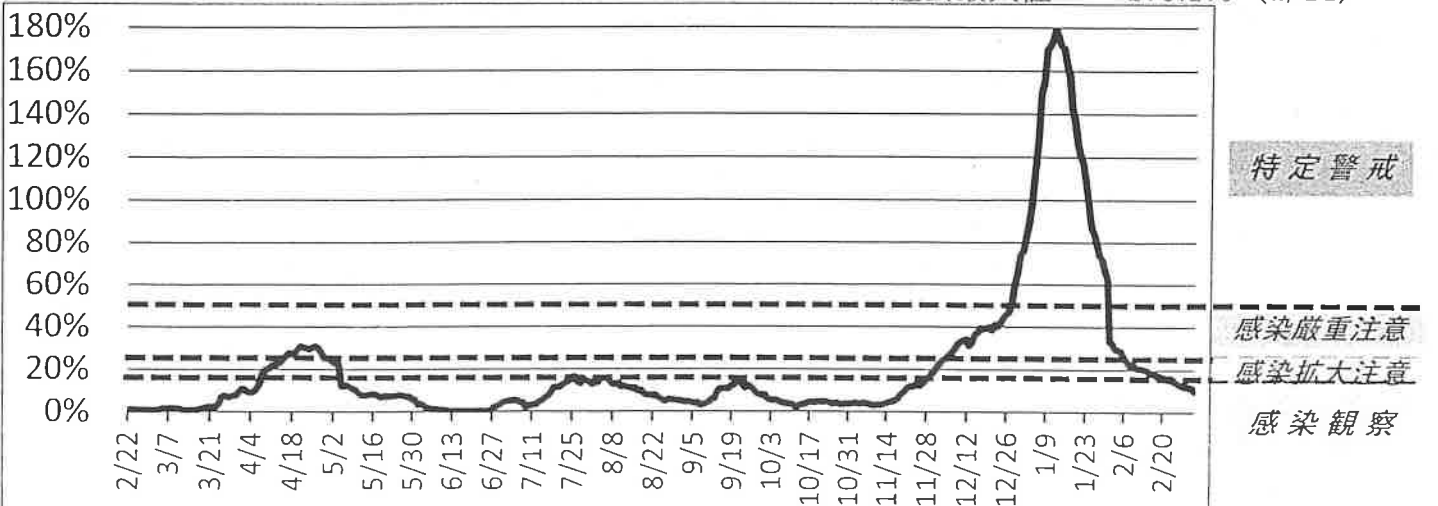
現在値(1床) 2.2% (3/4)
過去最大値 45.7% (1/18,24,25,26)



※重症病床数：受入病床130床のうち21床(～5/31)、受入病床271床のうち41床(6/1～)、受入病床311床のうち41床(8/8～)、受入病床313床のうち41床(9/16～)、受入病床317床のうち46床(12/26～)、受入病床333床のうち46床(1/8～)、受入病床337床のうち46床(1/14～)、受入病床377床のうち46床(2/1～)
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合

現在値(103人) 10.1% (3/4)
過去最大値 179.1% (1/12)



※確保病床数・宿泊療養室数：130床・室(～5/4)、241床・室(5/5～)、381床・室(6/1～)、422床・室(8/8～)、595床・室(9/8)、597床・室(9/16～)、601床・室(12/26～)、617床・室(1/8～)、621床・室(1/14～)、1015床・室(2/1～)

新型コロナウイルス警戒度基準

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
- 感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
→各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度に関する判断基準

指標	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考	
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満	54人 (2.26-3.4)	913人 (1.4-1.10)	感染嚴重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人(新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミング)とした
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下	直近54人 先週70人 比率0.8	-	
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	38.9% (2.26-3.4)	85.7% (8.31-9.6)	過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満	1.6% (2.26-3.4)	11.0% (1.6-1.12)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	13.5% (3.4)	60.5% (1.15)	受入病床数:377床(2/1現在)
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	2.2% (3.4)	45.7% (1.18)	受入病床377床のうち 重症病床数:46床(2/1現在)
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	10.1% (3.4)	179.1% (1.12)	確保病床数・宿泊療養室数:1,015床・室(2/1現在)

各警戒度の状況(イメージ)

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床ひっ迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定(推定)できない者の増加や複数のクラスター発生、病床ひっ迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定(推定)できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。

警戒度に応じた行動基準

■県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
県民への要請	【法24⑨、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24⑨による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛(時間帯や飲食店の特徴を考慮) ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24⑨による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24⑨、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請(※条件付での除外もあり得る) ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24⑨による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24⑨による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業、分散登校又は通常登校	分散登校又は通常登校	通常登校	通常登校

※ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

警戒度基準の改定について

R3(2021).3.5 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県の感染状況等について、県民・事業者にわかりやすく伝え、適切な行動変容につなげることで、再度の感染拡大を防止するため、本県独自の警戒度基準（行動基準を含む）について、国分科会による警戒度や指標に合わせ、改定を行う。

1 改定のポイント

(1) 警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

- 県民へ感染状況をわかりやすく伝えるため、報道等で多く扱われる国分科会による警戒度や指標に合わせた警戒度基準とする
- 国分科会ステージⅢに至る前に、県民・事業者に対して早期に注意喚起を行うため、ステージⅡ以下を3段階に設定（県版ステージ2.5「厳重警戒」、2「感染注意」、1「感染観察」）
- 本県の第3波における感染急拡大の経験を踏まえ、指標の数値に加え、その変化スピードも考慮し警戒度レベルを判断することを明記

(2) 警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

- 各レベルの状況（イメージ）について、国分科会の提言を使用
- 県版ステージ2.5以下のレベルにおける要請内容について、感染拡大防止のために考えられる取組と、緊急事態措置・まん延防止等重点措置において講じうる措置とのバランスを考慮
- これまで本県で行ってきた各警戒度レベルにおける要請内容を勘案して設定

2 改定案

別添のとおり

3 導入時期

令和3(2021)年3月8日（月）から

栃木県新型コロナウイルス警戒度基準

○警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安並びに警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）を設定

⇒各指標の推移（変化のスピード、増減の傾向）や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断し、感染状況の特徴に応じた必要な要請を行うことで、感染拡大を防止

※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

		警戒度レベル				備考		
		国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	国(県)ステージ3 (まん延防止等 重点措置)	県版ステージ2.5 「嚴重警戒」	県版ステージ2 「感染注意」	県版ステージ1 「感染観察」	現在値 (R3.3.4)	過去最大値
医療提供体制等の負荷	病床の ひっ迫 具合	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	13.5%	60.5% (R3.1.15)
	重症病床使用率※1	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	2.2%	45.7% (R3.1.18他)
監視体制	人口10万人あたりの全療養 者数	25人以上 ※実数：484人以上	15人以上 ※291人以上	5人以上 ※97人以上	2.5人以上 ※49人以上	2.5人未満 ※49人未満	5.3人 ※103人	57.1人 ※1,105人 (R3.1.12)
	検査陽性率※2	10%以上	10%以上	5%以上	3%以上	3%未満	1.6%	11.0% (R3.1.12)
感染の状況	人口10万人あたりの新規感 染者数※2	25人以上 ※実数：484人以上	15人以上 ※291人以上	5人以上 ※97人以上	2.5人以上 ※49人以上	2.5人未満 ※49人未満	2.8人 ※54人	47.2人 ※913人 (R3.1.10)
	新規感染者数の直近1週間 と先週1週間の比較	1.0超	1.0超	1.0超	1.0超	1.0以下	0.8	5.2 (R2.9.15)
	感染経路不明割合※2	50%以上	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	38.9%	85.7% (R2.9.6)

※1：最大確保病床数に対する割合

※2：直近1週間の状況

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

■ 県民・事業者等に対し、下記内容を踏まえ、感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行う。

警戒度レベル	状況（イメージ）	措置・要請（想定）
国(県)ステージ4 （緊急事態措置）	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	【緊急事態措置として講じうる措置】 ・ 事業者に対し短所要請～休業要請(命令、過料(30万円)) ・ 県民に外出自粛要請 ・ イベント開催制限～停止 など ※ 国による緊急事態措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
国(県)ステージ3 （まん延防止等重点措置）	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ステージ3と比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	【まん延防止等重点措置として講じうる措置】 ・ 事業者に対し短所要請(命令、過料(20万円)) ・ 県民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことを要請 ・ イベント開催制限 など ※ 国による重点措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
県版 ステージ2.5 「嚴重警戒」	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 クラスターが度々発生することと、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	・ 県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は避けることを要請 ・ 県民に感染リスクの高い場所への外出を避けることを要請
県版 ステージ2 「感染注意」		・ 県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は慎重に検討することを要請
県版 ステージ1 「感染観察」	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	各ステージ共通事項 ・ 県民に対して感染リスクが高まる「5つの場面」での注意、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること、基本的な感染防止対策の徹底を要請 ・ 事業者に対して感染拡大防止のための適切な取組やテレワークの推進を要請 ・ 感染状況に応じたイベント開催制限（イベント開催時の必要な感染防止策に留意）

警戒度モニタリング状況等について

1 警戒度指標の状況（令和3（2021）年3月4日現在）

医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率	13.5%	県版ステージ2 「感染注意」
		重症病床使用率	2.2%	県版ステージ1 「感染観察」
	人口10万人あたりの全療養者数		5.3人	県版ステージ2.5 「嚴重警戒」
監視体制	検査陽性率		1.6%	県版ステージ1 「感染観察」
感染の状況	人口10万人あたりの新規感染者数		2.8人	県版ステージ2 「感染注意」
	新規感染者数の直近1週間と先週1週間の比較		0.8	県版ステージ1 「感染観察」
	感染経路不明割合		38.9%	県版ステージ2 「感染注意」

- 病床使用率及び重症病床使用率ともに減少傾向にあり、感染注意及び感染観察レベルにある。
- 人口10万人あたりの全療養者数も減少傾向にあるが、嚴重警戒レベルである。
- 新規感染者数は感染注意レベルにあるが、直近では減少幅が小さくなっている。
- 感染経路不明割合は30%～50%の間で推移。

2 国内の発生動向

- 全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降減少が継続、直近の1週間では10万人あたり約5人となっているが、2月中旬以降減少スピードが鈍化しており、下げ止まる可能性やリバウンドに留意が必要。
- 入院者数、重症者数、死亡者数、療養者数も減少傾向が継続。

【3月3日新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料より】

3 近隣都県の感染状況

直近1週間の陽性者数（～3/2、対人口10万人（前週比））

栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
3.1 (0.86)	6.9 (2.61)	6.7 (0.82)	6.6 (1.39)	9.4 (0.84)	14.0 (0.94)

【厚生労働省 HP「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」より栃木県保健福祉部作成】

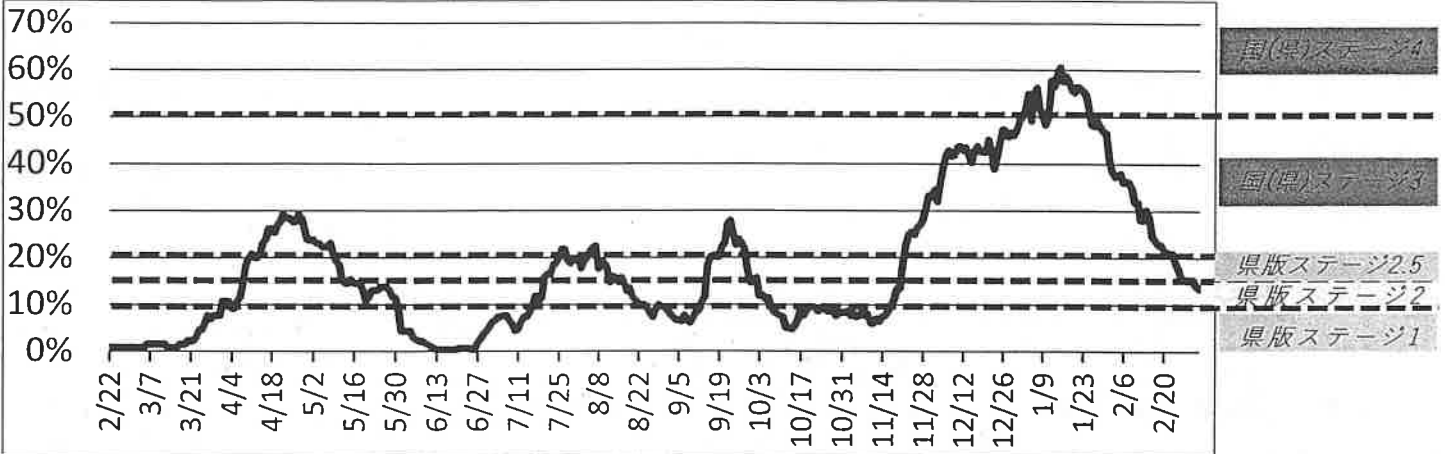
4 評価

- 新規感染者数が減少し、病床使用率が「感染注意」レベルまで、重症病床使用率が「感染観察」レベルまで減少したことから、警戒度レベルを県版ステージ2「感染注意」とする。
- 新規感染者の減少幅が小さくなってきていることに注意が必要。

医療提供体制等の負荷

病床使用率

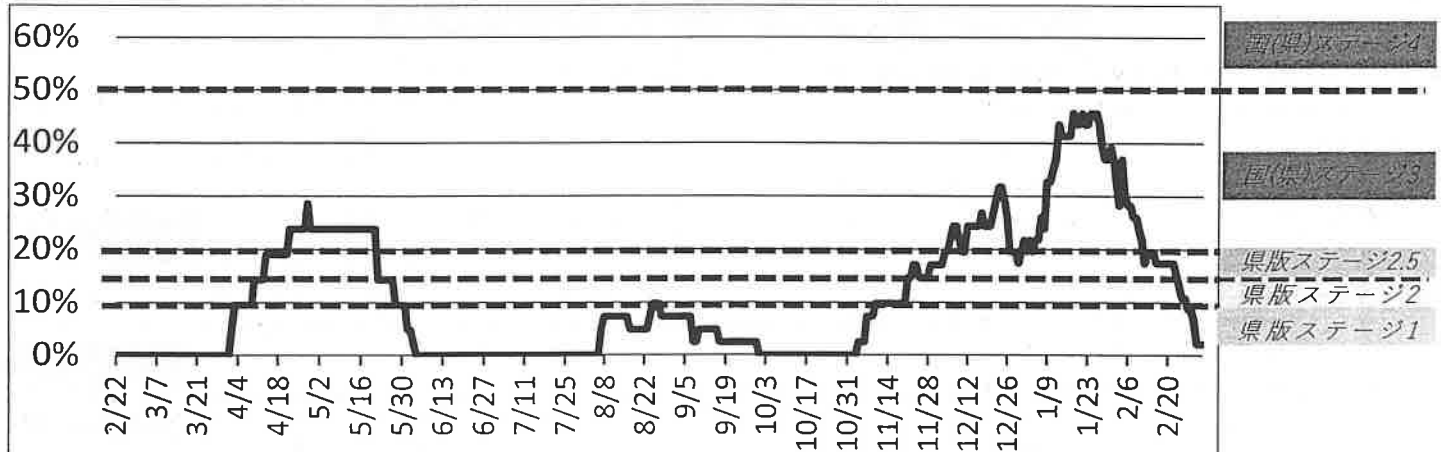
現在値(51床) 13.5% (3/4)
過去最大値 60.5% (1/15)



※受入病床数：130床(～5/31)、271床(6/1～)、311床(8/8～)、313床(9/16～)、317床(12/26～)、333床(1/8～)、337床(1/14～)、377床(2/1～)
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

重症病床使用率

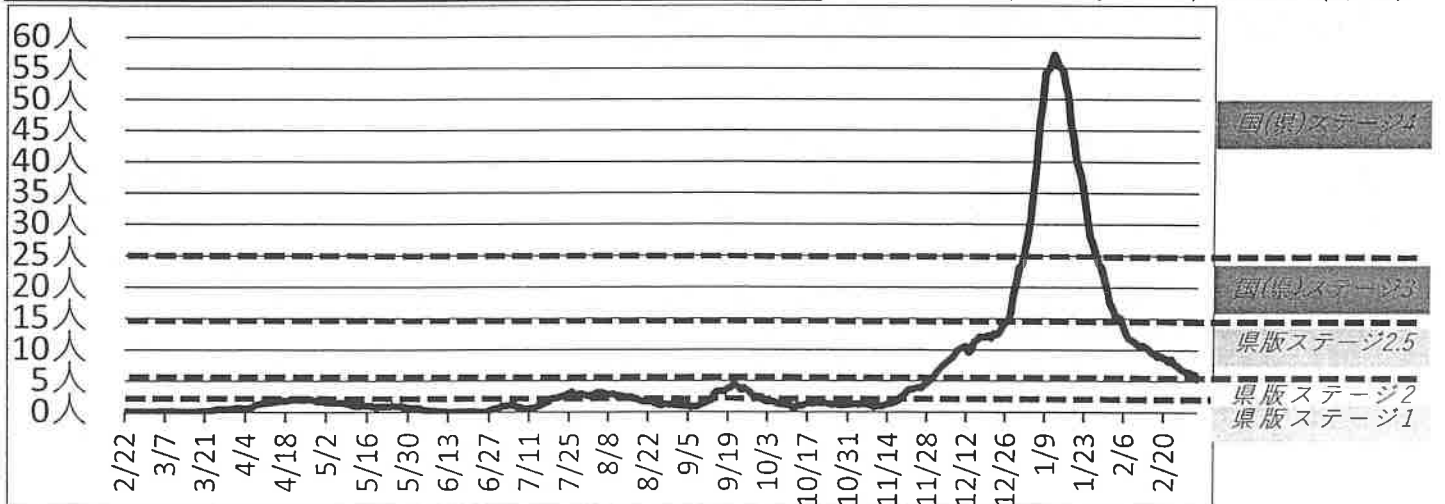
現在値(1床) 2.2% (3/4)
過去最大値 45.7% (1/18,24,25,26)



※重症病床数：受入病床130床のうち21床(～5/31)、受入病床271床のうち41床(6/1～)、受入病床311床のうち41床(8/8～)、受入病床313床のうち41床(9/16～)、受入病床317床のうち46床(12/26～)、受入病床333床のうち46床(1/8～)、受入病床337床のうち46床(1/14～)、受入病床377床のうち46床(2/1～)
※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

人口10万人当たりの全療養者数

現在値(実数103人) 5.3人(3/4)
過去最大値(実数1,105人) 57.1人(1/12)

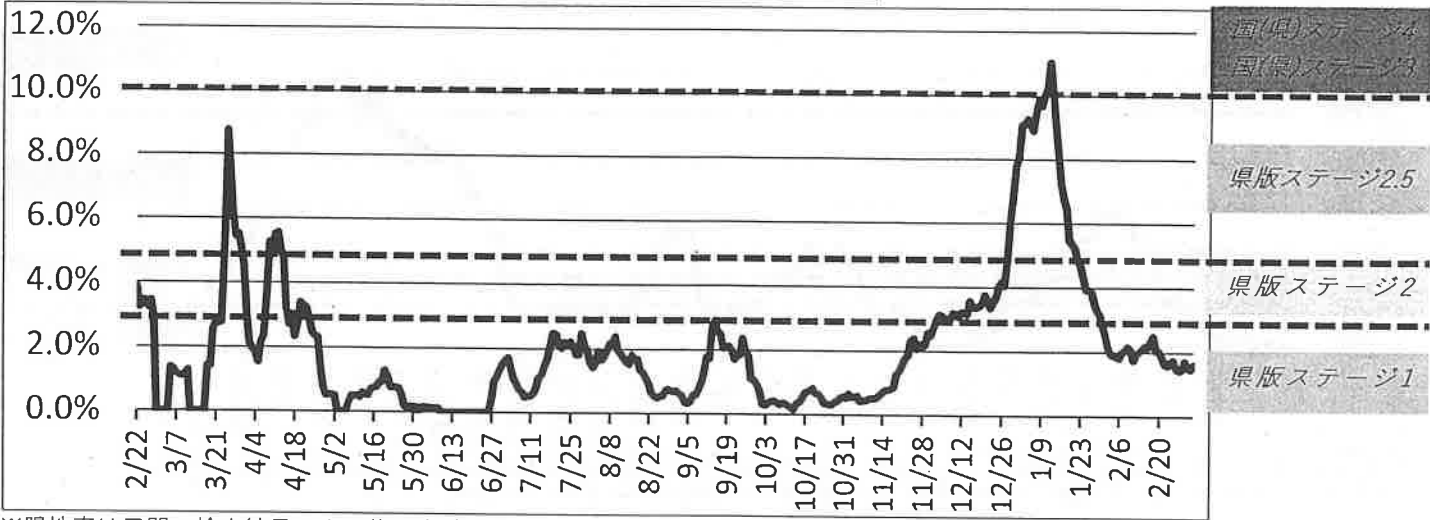


※確保病床数・宿泊療養室数：130床・室(～5/4)、241床・室(5/5～)、381床・室(6/1～)、422床・室(8/8～)、595床・室(9/8)、597床・室(9/16～)、601床・室(12/26～)、617床・室(1/8～)、621床・室(1/14～)、1015床・室(2/1～)

監視体制

検査陽性率（直近1週間）

現在値 1.6% (2/26~3/4)
過去最大値 11.0% (1/6~1/12)

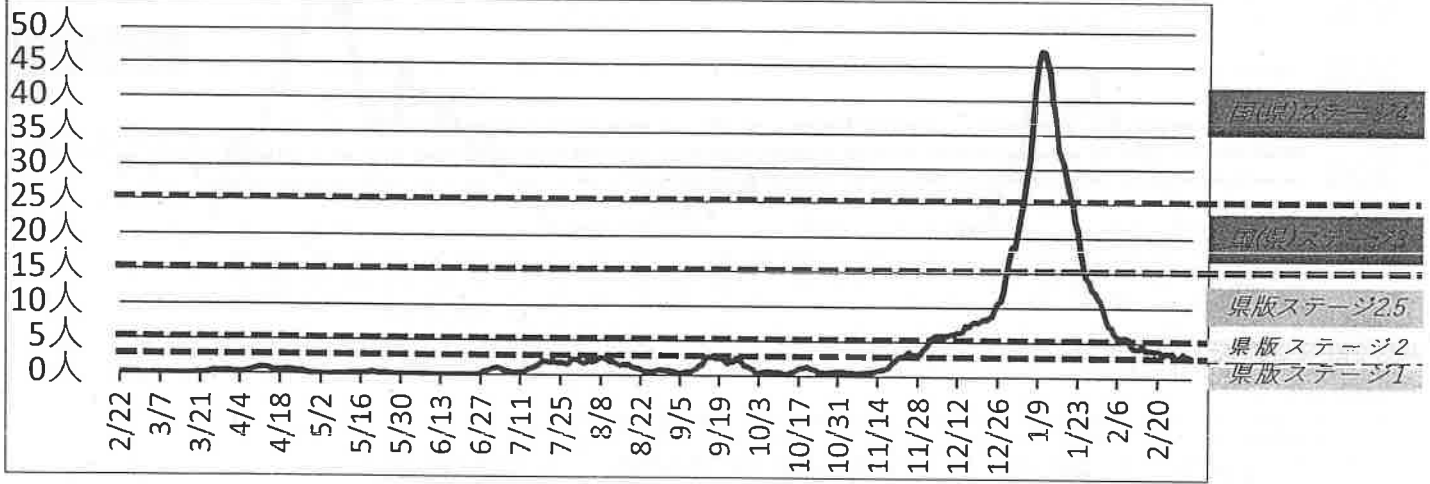


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

感染の状況

人口10万人あたりの新規感染者数(直近1週間)

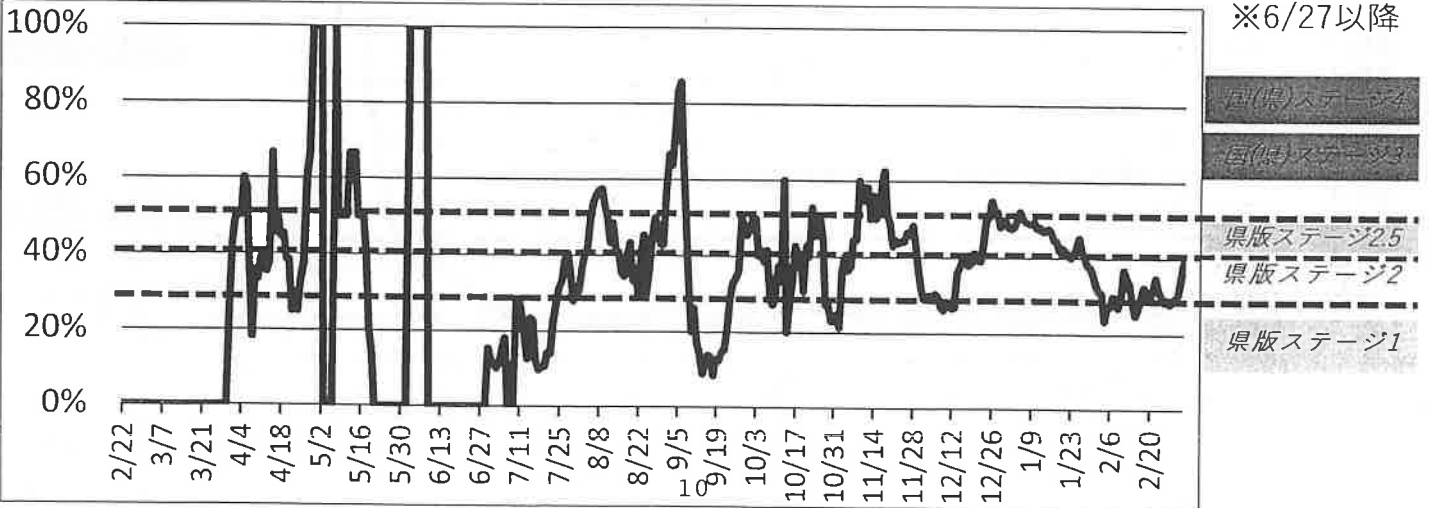
現在値(実数54人) 2.8人(2/26~3/4)
過去最大値(実数913人) 47.2人(1/4~1/10)



感染経路不明割合（直近1週間）

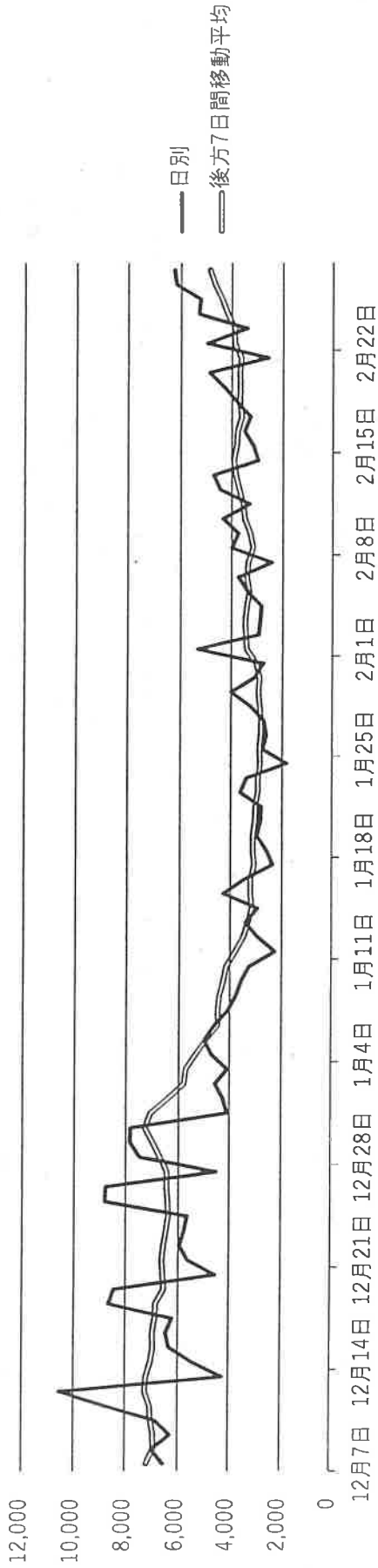
現在値 38.9% (2/26~3/4)
過去最大値 85.7% (8/31~9/6)

※6/27以降

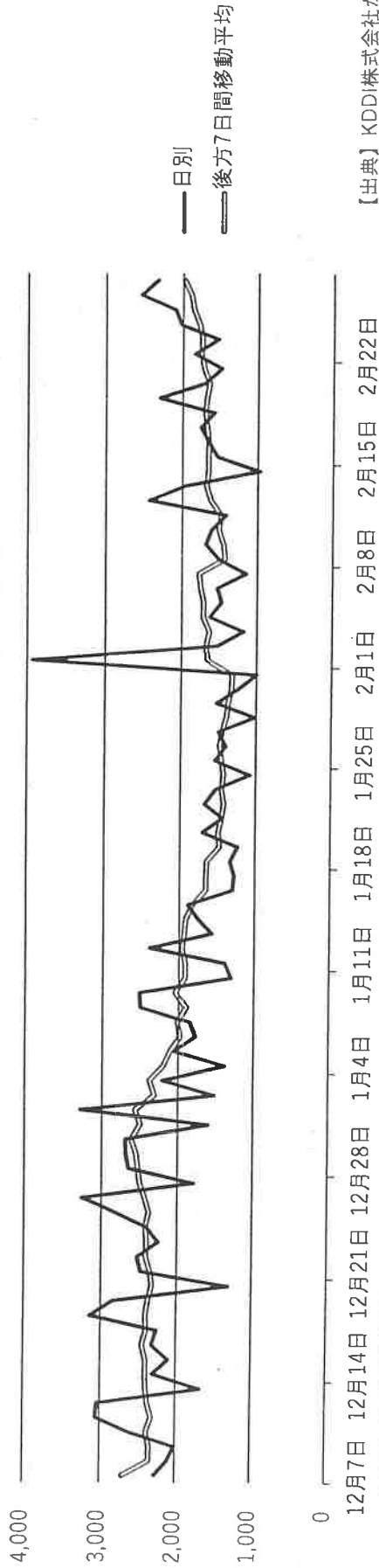


宇都宮市中心部及び小山市中心部の夜間の人流の推移

宇都宮市中心部における21時の来街者の推移



小山市中心部における21時の来街者の推移



【出典】KDDI株式会社が提供する「KDDI Location Analyzer」にて、特定のエリア（88箇所）を対象に取得する滞在者情報をデータ元として、栃木県において作成。

感染嚴重注意	特定警戒	緊急事態宣言	特定警戒	感染嚴重注意
栃木県医療危機警報		栃木県医療危機警報		

警戒度レベル県版ステージ2「感染注意」における対応

※下線部が変更点

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和3(2021)年3月8日(月)～4月4日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・ 感染拡大地域（緊急事態措置区域及び重点措置区域）への不要不急の移動は慎重に検討することを要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請（「会話する＝マスクする」運動を展開）
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請（特に、大人数の会食は控えるよう注意）
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとるよう要請
- ・ 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛するよう要請
- ・ ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するよう要請

●事業者に対する協力要請

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を要請（特措法第24条第9項）
- ・ 特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- ・ 職場関係の大人数の会食を控えることの働きかけを実施
- ・ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項）
- ・ テレワーク等の推進、オンラインビジネスの推奨

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

※催物（イベント等）の開催に関する協力依頼はすべて変更

次の要件に沿った開催を要請

【人数上限等】

- ① 全イベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を、主催者等が徹底するとともに、参加者も十分理解すること。
- ② 各イベントの類型ごとに定められた要件等を満たすこと。

①、②を満たした場合に、下記の人数上限等による開催を可とする。（それ以外は、人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さい方とする。）

*全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断

■収容率

大声なし※1 100%以内

大声あり※2 50%以内

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

■人数上限

5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

※収容率要件又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

※その他の要件の詳細は、令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」1. (3) ①のとおりとする。

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027

<https://corona.go.jp/news/>

【GoToEat事業】

GoToEat食事券の新規発行の一時停止及び利用自粛の呼びかけについては、3月7日までとする。ただし、当面の間、食事券を利用する際は人数制限「4人（子ども、介助者等を除く。）以下の単位とする（同居家族のみの場合はこの限りでない。）」を条件とする。

催物（イベント等）の開催に関する協力依頼参考資料

大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント クラシックコンサート、演劇、式典、展示会等 ※飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とする催物	大声での歓声・声援等が想定されるイベント ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技等	大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント 大声での歓声・声援等が想定されるイベント お祭り、野外フェス等	大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント 大声での歓声・声援等が想定されるイベント お祭り、野外フェス等
適切な行動確保ができるもの			
収容人数1万人超	収容人数1万人以下	定員設定なし	定員設定なし
【50%以内】	【5,000人】 又は 【100%以内】 どちらか小さい方を限度	密が発生しない間隔 (最低限、人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする	全国的・広域的な人の移動がない かつ 参加者がおおよそ把握できる 定員設定なし
【50%以内】	収容人数1万人超	定員設定なし	定員設定なし
【50%以内】	席固定 【5,000人】又は【100%以内】 個人又はグループ間では前後左右一席は空けたうえで、どちらか小さい方を限度 移動自由 【5,000人】又は【50%以内】 どちらか小さい方を限度	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する
【50%以内】	収容人数1万人以下	定員設定なし	定員設定なし
【50%以内】	【50%以内】	十分な人と人との間隔(1m)を設けることとする	人数制限撤廃済み

県立学校での対応

- 引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施する。
 - 部活動は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。練習試合、合同練習等も可とする。（ただし、感染拡大地域（緊急事態措置区域及び重点措置区域）等の学校とは不可。）
- ※市町立学校においては、引き続き感染防止対策を徹底していただきたい。

人権に配慮した行動の呼びかけ強化

～推進強化期間 (3/5～3/31)～

1 市町と一体となり、「人権に配慮した行動」を呼びかけ

県の取組	市町の取組
実施内容	県から市町へ依頼通知
<p>県公式ライン・コロナラインによる呼びかけ (3/5～)</p> <p>県HP・メルマガによる呼びかけ (3/5～)</p> <p>県HP掲載の医療従事者等への応援メッセージを、県公式ライン・コロナラインで再配信 (3/5～)</p> <p>市町職員等を対象に「新型コロナに関する人権問題」(講師：宇都宮地方法務局)を配信 (3/4～3/11)</p>	<p>広報紙、HP、SNS等による住民への呼びかけ</p> <p>・コミュニティFM</p> <p>・ケーブルテレビ等へ協力依頼</p>

県から市町へ呼びかけメッセージ例を提供

2 業界団体、大学等への呼びかけ

業界団体	大学等	その他
各業界団体(取組宣言団体)、経済団体等を通じて、従業員への周知徹底を依頼	県内各大学、各専門学校等に対して、学生への周知徹底を依頼	・新型コロナ感染症対策に関する事業連携協定企業への情報発信の協力依頼

※新型インフルエンザ等対策特別措置法改正(差別的取扱い等防止規定の新設)を踏まえ、一層の啓発に取り組むもの



